

「放送コンテンツ海外展開強化事業（連携型）」公募要領

放送コンテンツ海外展開強化事業（連携型）（以下「本事業」といいます。）について、公募を行いますので、交付を希望される方は、以下に定める内容に従って、申請願います。

1. 本事業の目的

本事業は補助金を受けて事業を行う者（以下「間接補助事業者」といいます。）が、他の民間事業者等との連携を通じて、我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送するとともに、放送と連動した事業（以下「連動事業」という。）を実施し、それらの効果を測定する事業により、訪日観光客の増加、地域製品の販路拡大、TPP/日 EU・EPA の活用促進に資する情報発信等を促進し、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 申請に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法」といいます。）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（総情作第 12 号）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（放送コンテンツ海外展開強化事業（連携型））のほか本公募要領の規定に基づき実施します。

上記の法律、政令、規則又は要綱は下記の URL から参照することができます。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/（法令データ提供システム）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000596386.pdf（総務省ホームページ）

3. 本事業における間接補助事業者の要件

以下の（１）及び（２）のいずれをも満たすこと。

（１）法人であること（個人での申請は不可）

（２）間接補助事業者に加えて民間事業者等（民間事業者のほか、地方公共団体や団体等も含みます。）

が事業に参画し、相互に連携して事業を遂行するものであること。この場合において、親会社と子会社のみによる連携は、基本的に、間接補助事業者に求められる連携には該当しません。

4. 補助率等について

申請に当たっては以下の点にご留意ください。

- (1) 本事業の補助金の補助率等及び補助金交付上限額は下表のとおりです。

補助率等及び補助金交付上限額

補助率等	補助金交付 上限額
2分の1以下。ただし、以下のア及びイのいずれをも満たす事業について、定額補助を認めることがあります。 ア <u>本事業の目的に照らして、民間事業者等の間で特に効果的な連携が図られていると認められること</u> イ TPP／日 EU EPA の活用促進をはかること、ASEAN6 ヶ国(フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー)を対象として日本を全国的に取り上げること、放送コンテンツに係る新市場(欧州等過去の総務省による放送コンテンツの海外展開の支援事業で十分な実績がない国・地域であって、今後の市場開拓が見込まれるものをいう。)を対象とすること又は災害風評被害の払拭を図ること等により、<u>本事業の目的に照らして特に高い効果が見込まれること</u>	補助率2分の1以下の場合にあつては、補助対象経費の額の2分の1。この場合において、金額に1千円未満の端数が生じたときには切り捨てとなります。 定額の場合にあつては、補助対象経費の額(金額に1千円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとなります。)又は6,000 万円のいずれか低い額。

※ 申請にあたっては、希望する補助率等を、『1／2以内』のみを希望する」、「『定額』のみを希望する」、「『1／2以内』又は『定額』のいずれも可」から選択します。『定額』のみを希望する」を選択した場合において、選定対象外となった事業は、補助率二分の一以内の審査枠においては審査の対象となりませんので、ご注意ください。

- (2) 消費税は補助対象経費に含まれないため、原則として、補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。

また、海外において付加価値税還付制度が存在し、補助対象経費に付加価値税を計上する場合には、原則として、還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった場合に報告してください。必要に応じて補助金の減額又は国庫納付が生じることがあります。

詳細は別紙をご参照ください。

- (3) 補助対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。
- (4) 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。

5. 補助対象経費の区分及び内容について

本事業の補助対象経費の区分及び内容は、下表のとおりです。

なお、交付決定後に、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、原則として事前に補助事業者(株式会社電通。以下「事務局」といいます。)の承認を受けなければなりません。

補助対象経費の区分等

補助対象経費	
区分	内容
(1) コンテンツの制作にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費、取材費、脚本料、印刷製本費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 制作費（撮影費、旅費（宿泊費含む）、編集費、翻訳料、通訳料） エ. その他（広告宣伝費、視聴率測定等にかかる費用）
(2) 海外放送枠の確保等にかかる費用	ア. 放送枠の確保にかかる費用 イ. その他
(3) 連動事業にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 運営費（会場費、出展費、施工費、整備費、音響照明費、翻訳料、通訳料、旅費（宿泊費含む）） エ. その他（広告宣伝費、効果測定等にかかる費用）
(4) その他費用	その他事業を実施するために必要な経費

6. 申請方法等について

(1) 申請方法

本事業への申請を希望する事業者は、以下から、公募申請書類一式をダウンロードいただき、公募要領に従って、全ての書類に必要事項を記載の上、事務局が指定するアドレスに大容量転送システム等を利用してご提出ください。

書式	公募申請書類一式 ● 様式1号_公募申請書（WORD） ● 様式2号_平成30年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書（案）（WORD） ● 様式3号_事業体制図（POWER POINT） ● 様式4号_事業全体概要（POWER POINT） ● 様式5号_収支計画（EXCEL） ● 様式6号_見積書（EXCEL） ● 様式7号_事業計画（EXCEL）
受付期間	2019年3月18日（月）～4月15日（月）正午
送付先	「放送コンテンツ海外展開強化事業（連携型）」事務局 Email : info-contents2019-renkei@project-office.jp

(2) 質問受付について

本事業についてご質問のある方は、メール本文に質問事項を記載のうえ、事務局宛に電子メールにて送付ください（件名に【連携型に関する質問】と記載してください）。質問は全て電子メールでの受付とさせていただきます。回答は、個別に電子メールにて送付致します。

なお、質問の受付期間は、募集開始後、2019年4月8日（月）正午までとなります。それ以降にご質問頂いた場合、回答できない場合がありますので、ご了承ください。

書式	連携型に関する質問
受付期間	2019年3月18日（月）～4月8日（月）正午
送付先	「放送コンテンツ海外展開強化事業（連携型）」事務局 Email : info-contents2019-renkei@project-office.jp

7. 間接補助事業の選定

提出された申請書類を以下の評価基準に基づき、放送する国・地域・媒体、企画内容等のバランスを考慮して、間接補助事業を選定し、採択の内示をします。

なお、選定は、書面審査にて行い、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

原則として、採択の内示をした事業については、事業者名および事業内容等を公表します。

【評価基準】

- ① 交付規程及び本公募要領で定める本事業の目的と親和性がある事業であること
- ② 間接補助事業者として、組織・人員、財政基盤、制作能力において適格性を有すること
- ③ 事業企画について
 - ア：事業実施の確実性を有すること
 - イ：事業の効果・効率性が高いこと
 - ウ：放送及び連動事業の効果検証を効果的に行うことが予定されていること
- ④ 自走化に向けた計画を有すること
- ⑤ その他創意工夫があること

【事業実施の要件】

- ① 放送コンテンツを制作、発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開すること。
- ② 効果検証の実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。
 - 実施したすべての事業（放送及び連動事業）に対する効果検証を実施すること。
 - 放送の効果検証にあたっては、恣意的ではない方法で視聴率の測定を行うこと。
 - 放送と連動事業の効果を検証するため、番組視聴者 100 名程度に対するアンケートまたはヒアリング調査を実施すること。なお、調査には、事務局にて指定する質問を含めること。

8. 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

9. スケジュール

2019年3月18日（月）～4月8日（月）正午	事業企画募集に係る質問受付期間
2019年3月18日（月）～4月15日（月）正午	申請書類提出期間
2019年5月中旬（想定）	面談（ヒアリング）
2019年5月末～6月上旬（想定）	事業採択の内示
2019年6月（想定）	交付申請書の提出、交付決定（補助事業の開始）
2020年1月31日	効果検証を含めた事業の完了

10. 本事業の実施に当たっての留意点

- 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施します。
- 事務局事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- 事業実施中に事業の内容を変更する場合、事前に間接補助事業者から事務局に事業計画変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、事業計画変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。
- 補助金の支払については、間接補助事業者から実績報告書の提出を受け、補助事業者において補助金の額の確定をした後の精算払いとなり、原則として概算払いは認められません。
- 実績報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- 実績報告書提出時に、本事業において制作した番組のダイジェスト映像の提出を求めます（2～3分程度）。
- 実績報告書の作成等に伴う人件費、旅費及び郵送費等は、補助対象外となります。（例）事務局との面談のために要する旅費、ダイジェスト映像の編集費、事務局へ書類提出の際の郵送費等
- 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。間接補助事業者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は間接補助事業者に帰属します。なお、総務省及び事務局は間接補助事業者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。
- 本事業の終了後、間接補助事業者に対し、放送コンテンツの海外展開の状況についての報告を要請することがあります。
- 本事業の実施の過程で、我が国の放送コンテンツの海外展開を行う事業者による放送コンテンツの制作の自由度を本事業の趣旨に反して不当に制限する行為は行わないようにしてください。

補助事業における消費税の取扱いについて

1 消費税仕入控除税額に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付規程に従い補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者は消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

<具体的処理方法>

- ・ 消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・ 実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・ 確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を

受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください

（参考事例）

事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が 1,000 万円、仕入に係る消費税（支払消費税）を 700 万円として消費税の確定を行ったとする。

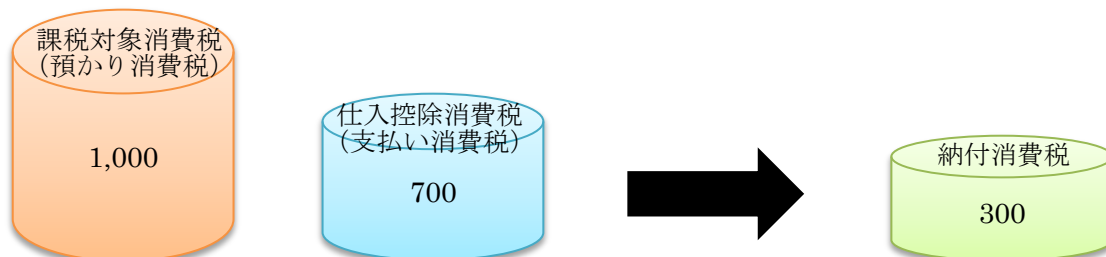
（１）この事業者は国から補助金を受けていない場合 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納付するのみである。

（２）しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税 700 万円のうち 200 万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該 200 万円は預かり消費税 1,000 万円は計上されない一方、支払い消費税 700 万には計上される。このため上記の例に加え、自らが負担していない当該 200 万円を国へ返還することも必要となる。

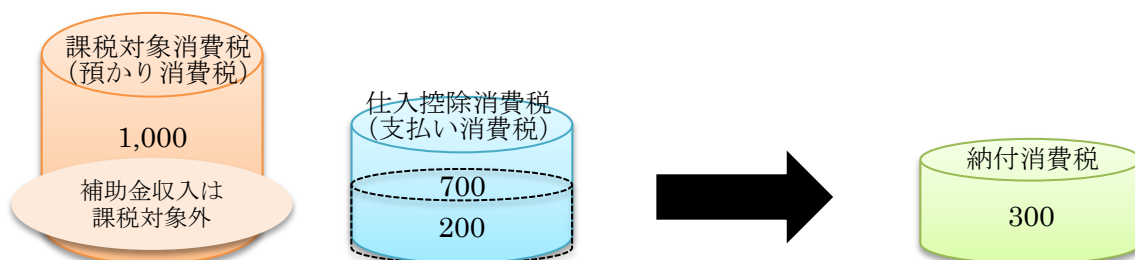
（注）ここでは、支払い消費税額 700 万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

（１）補助金を受けていない場合



（２）補助金を受けている場合



2 付加価値税還付に係る処理について

＜対象となる場合及び手続きの概要＞

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費（※）であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

（※ 補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。）

＜具体的処理方法＞

- ・ 付加価値税還付にあたっては、申請者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・ 付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 付加価値税還付にあたっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出にあたっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・ 付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いいたします。